

常務理事	事務長				担当者

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書



下記の①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(①から④以外の理由では、この申出書を提出することはできません。)

被 保 険 者 情 報	被保険者	記号	番号	記入日	令和	年	月	日
	氏名	(フリガナ)		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)	()		

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。※裏面の添付書類と留意事項をご覧ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> ① 就職により健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため			
	再取得後の健康保険の 被保険者 記号・番号			
	適用事業所の名称			
	資格取得年月日	令和	年	月
<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため				
後期高齢者医療の 被保険者番号				
都道府県後期高齢者 医療広域連合の名称	()			
資格取得年月日	令和	年	月	日
<input type="checkbox"/> ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため				
<input type="checkbox"/> ④ 死亡したため				
資格喪失年月日	令和	年	月	日 (亡くなられた日の翌日をご記入ください)

健保組合 記入欄	令和	年	月	日 喪失
-------------	----	---	---	------

受付印

【 添付書類と留意事項 】

喪失事由	添付書類	留意事項
①又は ②の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証又は資格確認書（被扶養者分を含む） *被保険者証や資格確認書の交付を受けずマイナ保険証を利用している場合は添付の必要はありません。 *高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。 ● 新たに加えた社会保険の保険者名及び資格取得年月日がわかる書類 *資格確認書の写し、資格情報のお知らせの写し、マイナポータルの資格情報画面をスクリーンショットした書類など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者資格の取得年月日となります ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
③の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証又は資格確認書（被扶養者分を含む） *被保険者証や資格確認書の交付を受けずマイナ保険証を利用している場合は添付の必要はありません。 <p>【注：被保険者証、資格確認書等の添付について】</p> <p>③が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは被保険者証又は資格確認書を使用することができます。月末まで使用予定がある方は、申出月の翌月1日以降に当健保組合宛に送付してください。（高齢受給者証なども同様の取り扱いとなります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取消すことはできません。
④の方	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意継続被保険者の被保険者証又は資格確認書（被扶養者分を含む） *被保険者証や資格確認書の交付を受けずマイナ保険証を利用している場合は添付の必要はありません。 *高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。 ● 死亡診断書・埋葬許可証または火葬許可証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。 ○ 埋葬料(費)支給申請書も併せてご提出ください。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかりません。